

成年後見等の申立に関わる相談・支援の依頼書

① 依頼者	フリガナ			本人との関係	
	氏名	(印)			
	住所	〒		電話番号	
依頼内容	1	成年後見等開始審判の申立てに至るまでの相談・支援			
	2	その他	具体的に( )		
費用負担	申立てに必要な費用(戸籍謄本等請求費用、通信費、申立て費用、交通費等)は請求を受け次第支払います。(交通費は走行距離1km当り28円)				
<②後見人等をつけたい人(本人)> <input type="checkbox"/> ①と同じ。    異なる場合は下欄にご記入ください。					
フリガナ			生年月日	M T S H	
氏名				年 月 日	
住民票住所	〒		電話番号		
実際に住んでいるところ	〒		病院名または施設名	電話番号	
本籍					筆頭者名
<③申立人>    ①又は②と同じ場合はしを、それ以外の場合は下欄にご記入ください。					
<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ②と同じ		本人との関係：		M T S H	
フリガナ			生年月日	年 月 日	
氏名					
住民票住所			本人との関係・電話番号		
本籍					
<後見人等候補者>    後見人などを引受けてくれる人です。該当するところに○をつけてください。					
<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ③と同じ <input type="checkbox"/> ①と③以外の親族				本人との関係	
氏名(フリガナ)			( )		
住所	〒		電話番号		
適切な候補者がいないので第三者を推薦してほしい。	第三者の推薦候補 1 NPO法人東三河後見センター 2 その他 ( )				

上記の内容で成年後見等の申立てに至るまでの相談・支援を依頼します。  
 依頼者は、申立てに至るまでの間ならば、いつでも依頼を取り消すことができます。  
 東三河後見センターは、依頼書の内容に偽りがある時及び依頼者が信頼関係を壊す言動をした場合には、依頼の引受を取り消すことができます。  
 依頼又は引受を取消した場合は集めた申立て資料はすべて依頼者に返却します。

令和 年 月 日

受付担当者氏名

(印)

## 個人情報の取り扱いについて

今回のご依頼により当法人が知り得た依頼者と本人及びその関係者に係る個人情報は、法令に基づき適正に管理・保護に努め、依頼された業務以外の目的での利用は致しません。

ただし、業務を遂行する上で関係機関に情報を開示する必要が生じた場合は、必要最小限の情報に限り開示することがありますので、予めご了承ください。

特定非営利活動法人東三河後見センター

代表理事 長谷川卓也

個人情報の取り扱いについて、上記の内容を認めます。

令和 年 月 日

氏 名

Ⓔ

## 市民後見人活動に関する合意書

特定非営利活動法人東三河後見センター（以下甲という）と\_\_\_\_\_（以下乙という）は、  
事件番号（平成・令和 年（家）第 号）・成年被後見人（または被保佐人、被補助人、以下同じ）  
様の法人後見の事務担当者としての活動に関し、以下の通り合意する。

## 第1条（趣旨）

- （1） 甲及び乙は、市民参加の法人後見の活動に賛同し、東三河地域における地域福祉システムとして、継続、発展、定着に向けて取り組んでいくことを確認する。
- （2） 甲が作成し、名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した「市民後見人候補者名簿」に登載した候補者を、本合意書締結に基づき、法人後見の事務担当者として任命した場合に、その市民後見人候補者を市民後見人と称する。
- （3） 乙は、市民後見人としての活動にあたり、「市民後見人の活動の手引き（東三河版）」（以下「活動の手引」という）に基づいて成年被後見人等に寄り添い、民法858条の趣旨にそい、本人の意思を尊重するとともに、心身の状態や生活の状況に配慮しなければならない。

## 第2条（活動内容）

甲は乙に対し次の活動を実施することを確認する。

- （1） 成年被後見人等（以下本人という）の財産管理
- （2） 本人身上保護
- （3） 乙は、少なくとも月1回は甲の事務所を訪問し、乙のレターケースにある郵便物などの点検、処理を行うとともに、少なくとも2カ月に1回は担当する被後見人等の名義の預貯金口座の通帳記入をして出入金の点検を行わなければならない。
- （4） 上記の財産管理と身上保護を遂行するにあたって必要な事柄すべて

## 第3条（手当）

- （1） 甲は乙に対し、本活動の手当として月額5,000円を支払う。
- （2） 甲は前項に定める本活動の手当の当月分を翌月10日までに甲の事務所にて乙に支払う。

## 第4条（活動期間・更新）

- （1） 活動期間は、本合意書締結日（令和 年 月 日）から令和 年3月31日までとする。
- （2） 活動期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出のない時は、本合意書と同一の条件でさらに12カ月間更新するものとし、以後同様とする。

## 第5条（活動の遂行）

- （1） 民法858条に則り、「活動の手引」を参照しつつ、これまでの人生で積み重ねてきた知識・経験を生かし、ボランティア精神に基づいて本人の福祉のために行うものとする。
- （2） その際、必要に応じていつでも甲の支援を受けることができる。
- （3） （1）の規定にかかわらず、次の場合は必ず事前に甲の支援・点検・指導等を受けなければならない。
  - ① 本人の財産と生活に大きな影響を与える事柄（契約締結、事故等）が発生したとき。
  - ② 就職時報告書作成及び定期事務報告と報酬付与申立書の作成
  - ③ 上申書作成（裁判所へのお伺いの場合）
  - ④ 本人の死亡による終了時の活動と事務報告書作成及び報酬付与申立書作成
  - ⑤ 事務担当者の交代・引継ぎ

## 第6条（甲の乙に対する支援）

- （1） 甲は、乙の求めに応じて、法人として蓄積した知識・経験及び「活動の手引」等に基づき、適切な支援・指導を行うことができる体制を整備しなければならない。
- （2） 乙は民法その他の法令及び「活動の手引」等に基づき、法人後見の事務担当者としての活動を適切に行う。その際、必要に応じていつでも甲の支援を求め、受けることができる。

## 第7条（秘密保持）

乙は本活動期間中または期間の終了を問わず、本活動に関して知り得た本人及びその家族、親族の情報について、第三者に漏らしてはならず、本活動の遂行以外の目的に使用してはならない。

## 第8条（保険適用）

市民後見人としての活動中の事故については、甲の職員と同じ損害賠償保険を適用する。ただし、自動車事故については、乙が加入する自動車保険の適用を優先する。

## 第9条（解除）

1. 乙が下記のいずれかに該当した時は、甲は本合意を直ちに解除することができる。
  - （1） 破産したとき
  - （2） 本人に対して、乙または乙の配偶者及び直系親族が訴訟を起こしたとき
  - （3） 本合意を締結するにあたって虚偽の申告をしたとき
  - （4） その他、乙が甲の信頼を大きく裏切る行為をしたとき及び、乙の心身の状態が本活動の遂行を困難にしたとき
2. 乙が本合意書の合意事項を守らないとき。
3. 乙が事務担当者としての活動を誠意をもって遂行しているにもかかわらず、本人との信頼関係が壊れて復旧の見通しがもてず、本人の福祉の向上が図れなくなったときは、甲または乙から事務担当者の交代を提案し、甲と乙とで協議のうえ解除することができる。
4. 甲に対して乙が合意の解除を申し出たときは、甲はその理由を慎重に検討する。合意を解除する場合には、甲は成年被後見人等の権利と利益を損なわないように手続きを進める。

## 第10条（終了）

本合意は、次の場合に終了する。

- （1） 被後見人等が死亡したとき。ただし、甲が被後見人等の相続財産を相続人等に引継ぎ、家庭裁判所に終了報告書を提出するまでの事務を含むものとする。
- （2） 甲が解散又は破産したとき。
- （3） 乙が死亡したとき。

## 第11条（合意外の事項）

本合意書に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもってこれを協議する。また、合意内容に変更の必要があれば新たに合意書を締結する。

令和 年 月 日

甲 住所 豊川市豊川町辺通4の4 豊川商工会議所3階  
特定非営利活動法人東三河後見センター  
氏名 代表理事 ⑩

乙 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

## 成年後見等事務担当者 任命書

( ) 開始の審判申立て事件

被 ( ) 人氏名 \_\_\_\_\_

生年月日：昭和 年 月 日

事件番号 平成 令和 年(家)第 号

上記の事件につきまして、次の者を法人後見の ( ) 事務担当者として任命します。

氏 名 :

生年月日： 昭和 平成 年 月 日

住 所 :

なお、上記の者は名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出しました「令和 年度市民後見人候補者名簿」に登載されています。

この任命書の有効期間は、令和 年3月31日までです。期間中に事務担当者の解任・変更を行なった場合は、特定非営利活動法人東三河後見センターはこの任命書を回収・破棄します。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人東三河後見センター

代表理事

⑨



















被後見人等 様

## 後見等活動交通費請求書兼領収書

請求距離数 km 請求金額 円

\* 走行距離数は少数一位を四捨五入して整数とし、請求金額は走行距離1km当り28円として計算する。

No.	年月日	走行距離(km)	請求金額(円)	行き先・目的等	按分の場合は、 按分の人数を記入
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
17					
18					
請 求		km	円		

年 月 日

確認印 職員名( ) (印)

年 月 日

担当者受取署名 (印)

\* 担当者は請求金額を受領した後、この領収証を本人ファイルに2年間保管してください。







点検日 年 月 日		対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
点検項目	点検内容	点検結果	支援・指導内容
後見人等の登録・通知先変更	市役所 金融機関 年金機構 その他	すべて終了 終えてない機関がある →	
活動記録	本人の様子と活動の内容が分かりやすく記録されているか？ 現金を動かしたときに記録がされているか？	OK 改善すべき点がある	
小口現金出納帳	小口現金の動きがすべて記録されており、領収証、レシートなどがすべて保管されているか？ 小口現金残高と出納帳残高は一致しているか？	OK 改善すべき点がある	
ファイルによる資料の保管	ファイルにインデックスをつけて必要な資料が分かりやすく保管されているか？ 不要な資料は適切に廃棄しているか？	OK 改善すべき点がある	

## 就職時報告書提出3カ月後の点検・支援・指導記録票

点検担当( )

市民後見人氏名( ) 本人氏名( ) 類型( )

\*点検日には、この記録票に基づいて自主点検し、点検結果を自分で記入してご持参ください。  
また、資料ファイル、活動記録、小口現金出納帳、通帳、小口現金など本人関係資料をすべてご持参ください。

小口現金 出納帳と 活動記録	現金を動かした日は、活動記録と小口現金出納帳への二重記録が行われているか	いつも行われている 時々行われている 全くおこなわれていない	
本人との 信頼関係	面会回数 面会で気をつけていること	OK 心配	
本人の支 援チーム	本人が望んでいるのはどんな生活か？ 支援者、親族等の支援チームは機能しているか？ 機能していないとすれば、今後必要なことは何か？		
後見人等 として 困ってい ることは？			
その他			

後見等の活動の定期点検・指導記録票		点検担当( )	
市民後見人氏名( )		本人氏名( ) 類型( )	
*この記録票に基づいて自主点検し、点検結果を自分で記入して点検日にご持参ください。 また、定期事務報告書のほか、昨年の定期事務報告書、活動記録、通帳原本、小口現金など資料ファイルと本人関係資料をすべてご持参ください。			
点検日 年 月 日		対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
点検項目	点検内容	点検結果	支援・指導内容
現金突合	1 小口現金出納帳残高と現金は一致しているか？	一致 誤差あり	
通帳	2 預貯金通帳には不自然な払戻し、入金はないか	ない ある	
財産目録と収支予算表	3 財産目録の合計金額は、前回報告書の合計金額と年間収支差額を合わせた金額との誤差はどれだけか？ 円	妥当な差額 調査する必要がある差額 →	
活動記録	4 活動記録は活動内容や本人の様子が分かるように記録されているか	記録されている 記録されていない 活動記録があまり記載されていない	
小口現金出納帳と活動記録	5 現金を動かした日は、活動記録と小口現金出納帳への二重記録が行われているか	いつも行われている 時々行われている 全くおこなわれていない	
定期的な見守り (活動記録)	6 本人との面会は月1回以上しているか？	している していない—理由は？	

領収証	7 領収証、レシート類は保管されているか。10万円以上の臨時支出の領収証はきちんと保管されているか。	きちんと保管されている。 保管されているが、整理されていない。 保管されていない。	
支援チーム	8 支援者、親族等との本人支援のチームは維持・強化されているか		
本人との信頼関係	9 本人との信頼関係は維持・強化されているか		
困っていること			
その他			

認定NPO法人東三河後見センター 御中

## 被後見人等からの預り品・重要資料等の自宅保管申請書

申請日	令和 年 月 日( )	
申請者氏名		住所:
自宅保管申請の理由		
自宅保管したい被後見人等の氏名	①	②
	③	④
<input type="checkbox"/> 自宅保管期間を限定する 令和 年 月 日～		
<input type="checkbox"/> 自宅保管期間を限定しない		
自宅で保管したいものを列挙してください 預貯金の総額は		
保管場所		
保管上の注意		
<p> <b>決裁</b> 令和 年 月 日( ) 決裁者氏名:              法人印         </p> <p> <input type="checkbox"/> 自宅保管を承認する                      <input type="checkbox"/> 自宅保管を承認しない。    <input type="checkbox"/> 自宅保管を承認するが、次の点に留意すること。         </p>		



## 後見等事務担当者引継票

基本事件番号 平成 年（家）第 号 令和	フリガナ 本人氏名	類型 補助 保佐 後見
事務担当者氏名	旧	新
担当者交代の理由		
引継ぎ準備活動の実施日と内容 ①  ②  ③	引継完了日  令和 年 月 日  旧担当者署名  _____ (印)  新担当者署名  _____ (印)	
引継物品、書類等（ファイルは〇〇冊とする） ・ファイル 冊 主な内容   ・豊川信用金庫本店貸金庫保管物  ・通帳ケース1個（内容物）	保管場所等	



PC保存のデータについて  ・その他	
--------------------------	--

#### 財産管理の留意点

項目	内 容	留 意 点
預貯金管理		
小口現金		
その他		

#### 身上保護の留意点

項目	内 容	留 意 点
定期訪問		
持病など本人の特徴		
支援チーム		
その他		



# 死 後 事 務 委 任 契 約 書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と特定非営利活動法人東三河後見センター（以下「乙」という）とは、被後見人等\_\_\_\_\_の死亡に伴う葬儀等（以下「死後委任事務」という）に関して次の通り契約する。

第1条（契約の成立）甲は、乙に対して\_\_\_\_\_の死後の事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任事務の範囲）甲は、乙に対して次の事務を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

- ① 葬儀・火葬・納骨等に関する事務一切
- ② 医療費、施設利用費、公租公課等の債務の精算事務
- ③ その他身の整理、年金関係等各種届に関する事務一切

第3条（費用の負担）乙が前条により死後委任事務を行うことに要した費用及び本契約にもとづく報酬の支払いは、乙の管理する\_\_\_\_\_の遺産からこれを支払うことができるものとする。

2. 前項の支払いに対して、\_\_\_\_\_の相続人等より異議の申し立て、苦情等が生じた場合は、甲の責任においてこれを解決することとし、乙は一切その責任を負わないものとする。

第4条（報酬）甲は、第2条による委任事務に要した費用とは別に、死後委任事務の執行報酬として、10万円（消費税別）を乙に支払うこととする。

第5条（前渡金）\_\_\_\_\_の遺産額のうち、現金等が第3条により支払うべき金額に達していないことが推測される場合は、乙は甲に対して、必要金額の前払いを請求し、甲はこれを支払わなければならない。

第6条（報告義務）乙は、本契約に基づく死後委任事務が終了した後、速やかに甲に対して、その報告を行わなければならない。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
被後見人等 氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

甲 住所 \_\_\_\_\_  
被後見人等との関係  
氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) ⑩

乙 住所 豊川市豊川町辺通4の4 豊川商工会議所3階  
氏名 特定非営利活動法人東三河後見センター  
代表理事 ⑩



基本事件番号 平成・令和 年(家)第 号

本人 \_\_\_\_\_

## 引継書

名古屋家庭裁判所豊橋支部 御中

令和 年 月 日

特定非営利活動法人東三河後見センター

(成年後見人等) 代表理事 \_\_\_\_\_

印

亡 \_\_\_\_\_ の相続人 \_\_\_\_\_ に対し、管理していた  
 財産を、別紙遺産目録及び添付資料どおり、引き継ぎましたので、報告します。

## 受取書

上記の者から別紙遺産目録及び添付資料どおり財産を受け取ったことを報告します。

令和 年 月 日

(住 所) \_\_\_\_\_

(相続人) \_\_\_\_\_

印

(本人との続柄) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

(携帯電話) \_\_\_\_\_

